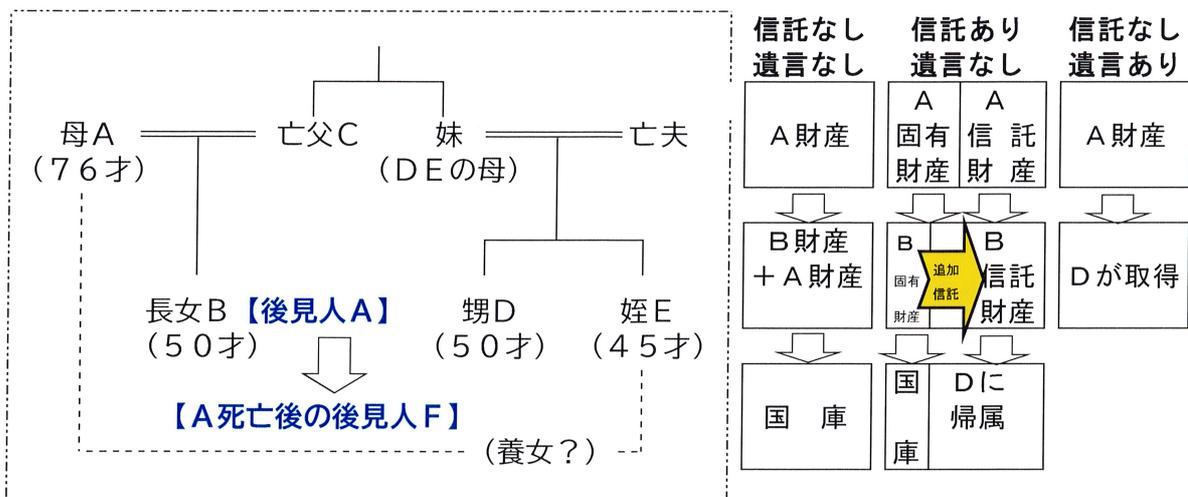


「受益者連続型信託」からの「親心遺言」について



【民事信託監督人協会へ相談】

母A（76才）と精神障害をもつ長女B（50才、長年精神医療機関に入院中…Aが後見人）がおり、Bには兄弟姉妹がいません。

Aが死亡したらAの財産はBが単独相続しますが、Bが死亡したらBの財産が国庫帰属しないように、**A→B→Dへの受益者連続型信託**（委託者兼当初受益者A、受託者兼帰属権利者D）を考えています。

Aは昔からDEをとっても信頼しており、DEもABの面倒を最後まで見ると言ってくれているので、**Aは、自分の財産も、Bの財産も全部DとEに貰ってほしいと願っています。**

そこでご相談です。

● まずAとDとの間で信託契約を締結します。（信託財産は自宅と預貯金500万円）

Aが死亡したら、信託財産は第二受益者となったBが単独で受益権を承継します（Aの固有財産もBが単独相続）が、**BにはA死亡後の後見人F（Aは、自分の後の後見人にはDになってほしい）が就いているためBの固有財産**（預貯金800万円）は後見人Fが管理することになります。

● Aは、「**Bの財産（Aから承継した信託財産とB自身の固有財産）も全部Dにもらってほしいと思っている**」ので、B自身の固有財産の大部分（当面の入院費に困らない金額）も全部追加信託させたい（**できるだけ国庫帰属を避けたい**）のですが、後見人Fも家裁も許可してくれないと思います。かといってB自身の固有財産をできるだけ費消させる術もありません。（Bの収支は黒字）

● Bが死んだら「**B自身の固有財産**」はやむなく国庫帰属させるとしても、後見人Fと家裁を説得して追加信託させる方法、または別の解決方法はありませんでしょうか。

【回答】追加信託させる方法も別の解決策もない。よって信託する意味がない。

そこでやむなく、Aは財産全部をDに包括遺贈する公正証書遺言を作成しました。（別紙）

また、Aが生前にE（独身、45才）と養子縁組をし、B自身の固有財産をEに単独相続してもらうという提案をしていますが、現在、Aは○、Dは△（Dは母親がまだ健在であるため迷っているが、もし母親が亡くなれば○になる可能性もあり）という状況です。

よって、もしAとEと養子縁組できれば

Aの固有財産→（遺言により）D（後見人FがDに対して遺留分侵害額請求をする可能性あり）

Bの固有財産→（単独相続により）E

となり、信託しなくてもAの想いは実現され、ハッピーエンドになりますが…

令和5年第 [] 号

遺言公正証書

本職は、遺言者 (A) [] の囑託により、証人 []

[]、同 [] の立会いのもとに、遺言者の口述した遺言の趣旨を筆記して、この証書を作成する。

遺言者は、次のとおり遺言する。

第1条 (遺贈)

遺言者は、遺言者が相続開始時に有する一切の財産 (不動産につき持分を有する場合は持分全部) を

(D) [] (昭和 [] 年 [] 月 [] 日生。住所 福岡県 []) に包括して遺贈する。

第2条 (遺言執行者の指定)

遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

主たる事務所 佐賀県鹿島市大字納富分2615
番地3

名称 司法書士法人アドヴァンス

2 遺言者は、前項の遺言執行者に対し、本遺言に基づく不動産に関する登記手続、遺言者の有する預貯

金等の解約、払い戻し、名義変更、その他本遺言の
執行に必要な一切の行為をする権限を授与する。

3 遺言執行者に対する報酬は、司法書士法人アドヴ
ァンスの報酬規程による。

(付言)

私の財産は、亡夫の甥である^(D) [] に包括して遺贈
することにしました。

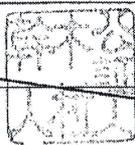
障害のある^(B) [] が自分で判断してお金を使ったり、
不動産を管理することが難しいためです。

私が亡くなったときに、^(D) [] 又は^(D) [] 以外の方が
^(B) [] の成年後見人に就任していた場合、成年後見
人（及び成年後見監督人）には、遺留分侵害額請求
をしないでほしいと切に願っています。

^(B) [] には、これから生活するだけの財産は十分
にありますし、これ以上財産を増やしても、^(B) []
が亡くなったら、財産はすべて国庫に帰属するから
です。

^(D) [] には私が亡くなった後、^(B) [] の成年後見人
になってもなっていないなくても、^(B) [] のことを
最後までよろしく願います。

(1)	どうか■■■■の成年後見人(及び成年後見監督人)
(2)	には、私の思いが踏みにじられることのないよう深い
(3)	理解と共感を望みます。
(4)	本 旨 外 要 件
(5)	住 所 佐賀県鹿島市■■■■番地■■
(6)	職 業 無職
(7)	遺言者 (A) ■■■■
(8)	昭和■■年■■月■■日生
(9)	遺言者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いで
(10)	ないことを証明させた。
(11)	住 所 佐賀県鹿島市■■■■番地
(12)	職 業 ■■■■
(13)	証 人 ■■■■
(14)	昭和■■年■■月■■日生
(15)	住 所 佐賀市■■■■
(16)	職 業 ■■■■
(17)	証 人 ■■■■
(18)	昭和■■年■■月■■日生
(19)	
(20)	
(21)	
(22)	
(23)	
(24)	
(25)	
(26)	
(27)	
(28)	
(29)	
(30)	
(31)	
(32)	
(33)	
(34)	
(35)	
(36)	
(37)	
(38)	
(39)	
(40)	
(41)	
(42)	
(43)	
(44)	
(45)	
(46)	
(47)	
(48)	
(49)	
(50)	
(51)	
(52)	
(53)	
(54)	
(55)	
(56)	
(57)	
(58)	
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	
(66)	
(67)	
(68)	
(69)	
(70)	
(71)	
(72)	
(73)	
(74)	
(75)	
(76)	
(77)	
(78)	
(79)	
(80)	
(81)	
(82)	
(83)	
(84)	
(85)	
(86)	
(87)	
(88)	
(89)	
(90)	
(91)	
(92)	
(93)	
(94)	
(95)	
(96)	
(97)	
(98)	
(99)	
(100)	



公 証 人 役 場